平成22年度第1回金沢市景観審議会

日時　平成22年10月27日（水）午後2時～午後4時

場所　金沢市役所7階　全員協議会室

1.開会

過半数の出席あり。欠席は、小作委員、小林委員、嶋崎委員、平田委員、福光委員、森田委員。

任期当初にあたり、互選により会長に水野委員、副会長に山岸委員を選任。

2.都市整備局長あいさつ

3.会長・副会長あいさつ

4.議事

(1)審議事項　景観重要樹木の指定について

（事務局）　緑と花の課の本光でございます。それでは資料番号1番、審議事項第1号案件、「景観重要樹木の指定について」、ご説明させていただきます。お手元に資料がありますが、スクリーンを使ってこれからご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（以下パワーポイント併用）

今回ご審議いただく内容については、先週10月21日に開催された緑化推進部会で検討された内容です。案件としては「湯涌散策園における景観重要樹木の指定について」です。

景観重要樹木は、今回初めて指定するもので、その制度について最初に簡単にご説明申し上げます。主たる目的としては、保存樹の制度がありますが、この指定基準に満たない樹木であっても景観上重要な樹木を守り育てることを目的としております。保存樹では樹高が15mであったり、幹周が1.5mを超えるものであったりと、ある程度、樹木の大きさに基づく指定基準を持っております。今回の景観重要樹木はそういったものとは別途の扱いで指定基準に満たない樹木であっても指定できます。

実は保存樹以外に金沢市が独自に先進的に取り組んできた景観樹という制度があります。これは市の緑のまちづくりの推進に関する条例で位置づけられているものです。これまで

も本審議会でもご報告させていただいておりますが、この本市の景観樹の取り組みでありますとか、他の自治体でも同様の制度を持っているところがありますが、そういったものを参考にして国の方で新たに設けた制度です。

具体的には平成 16 年に施行された景観法の中で位置づけられております。その指定に当たっては、当該自治体による指定が必要という手続きになっております。

景観重要樹木の指定基準については、この審議会でも既に報告されている、昨年 3 月に制定された「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、昨年 7 月に策定された「金沢市景観計画」の第 3 章でも位置づけられておりまして、四つの指定基準があります。

① 樹容が景観上優れている樹木

② 樹種固有の形状を保っている、または剪定等により良好な形状を保っているもの

③ 景観上、地域の象徴的な存在となっている樹木

④ 歴史的経過、文化的景観、学術的な特徴を有する樹木ということです。

具体的に景観重要樹木に指定されると幾つかの制約があります。大きなところとして二つの制約をご説明申し上げます。

第一に現状変更の規制が景観法第 31 条でうたわれておりまして、景観行政団体の長、金沢市の場合は市長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採または移植をしてはならないということ。第二に、管理義務も景観法第 33 条にうたわれておりまして、その樹木の所有者および管理者は、良好な景観が損なわれないように適切に管理しなければならないということです。

そういった制約がある一方、国の支援もあります。具体的には景観形成総合支援事業という国の補助があります。良好な景観形成による交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図ることを目的としたもので、景観重要建造物・樹木の保全活用を中心とした取り組みを支援する事業です。平成 16 年に景観法が施行されましたが、その取り組みをさらに普及・啓発していくための補助事業として新設されたものです。

補助内容について少し補足してご説明します。仕組みとしては必須事業と選択事業から

なっております。まず必須事業についてですが、景観重要樹木については枯れたり倒れたりすることなどを防止するような措置、または買取に対する費用について補助率 3 分の 1 といったものがあります。なお、景観重要建造物についても、修理や買取、移設に対して補助率は 3 分の 1 で同じです。

選択事業については単体の景観重要樹木の周辺、隣接地において整備されるような事業として、良好な景観を活用して交流人口の拡大を図る施設の整備、公共公益施設の高質化といった事業に対しても選択事業として補助が活用できる仕組みになっています。

今回の指定候補木は湯涌散策園内にございます。今の補助の内容を少し頭の隅に置いていただきながら説明をお聞きください。まず、対象地周辺の全体構想図です。湯涌散策園の全体構想図で、一番下にあるのが湯涌の温泉街です。こちらの方から金沢市からずっと入ってきて、夢二館からまっすぐ入り、その奥が玉泉湖です。この道からそれてずっと上がって行ったところが中の園地で、旧白雲楼を取り壊して整備した部分です。それからさらに上がりまして、上の園地が旧江戸村があった部分で、こちらの方を園地として再整備していきます。さらには、もともとある玉泉湖周辺が下の園地で、上中下、三つの園地をネットワーク状につなぐという計画です。これをトータルで湯涌散策園と呼んでおります。

今回景観重要樹木に指定する部分については、上の園地の駐車場から入ってすぐの場所になります。緑化推進部会では現地視察も行いまして、こちらの現場をご案内させていただきました。

これが、上の園地の詳細図です。駐車場がありまして、入り口から入ってくるような形になりますが、中央の入り口のところに 3 本ほどシンボルとなる樹木があります。1 番のアカマツと 2 番のナラガシワ、3 番のアカマツ、以上で 3 本です。いずれも高さが 12m から 14m の樹木で、幹周もかなり大きな樹木となっております。

これら 3 本の指定理由として、当該地における歴史的経過が感じられ、良好な樹容の樹木であることが第 1 点。第 2 点目として、先ほどの全体構想図でご説明したとおり、湯涌温泉との周遊ルート上にありまして、樹木の特徴となる全体像、樹容全体を容易に目視でき、園地のシンボル的な存在であることです。

その一方で現地では、当該地周辺の同種の樹木については病害虫で枯れているものが多

いという状況が見られます。アカマツについてはマツクイムシ、そのほかの樹木についても病害虫で枯れてきているという状況が見られます。このまま放置しておくと、せっかく整備したこの園地の周遊ルート上においても、当該地としての景観特性が感じられなくなってしまう恐れがあるので、特にこの3本については景観上重要な樹木として保全する必要があります。

次に、それぞれ3本について詳細にご説明します。まず1番のアカマツです。高さが12m、幹は双幹といって2本の幹からなっておりまして、1本の幹が二つに分かれているのですが、幹周1.2mと1.4m、枝張りが7.2mです。特徴として、当該地の風雪に耐えながら長年生育してきた歴史が感じられる、双幹が特徴的で風格が感じられる樹木です。

2番目はナラガシワです。樹高が13m、幹周が2.4m、枝張りが9.8mです。特徴として、写真で見て分かるとおり枝張りもかなり大きく、園地の中心的な存在にふさわしい樹木であり、当該地でも長年生育してきた歴史が感じられます。

3番目はアカマツです。樹高が14m、幹周が2.1m、枝張りが7.6mです。これも1番のアカマツと同様、当該地の風雪に耐えながら、長年生育してきた歴史が感じられ、アカマツ特有の風格が感じられる樹木です。

専門家の方に見ていただきますと、いずれも樹齢は80年ぐらいはクリアしているのではないかということです。

冒頭にもご説明しましたが、国の補助との関連ですが、景観重要樹木に指定されましたら、枯れや倒木に対しての防止措置を試みたいと思っています。1番と3番のアカマツについては周辺にマツクイムシが入ったマツがかなり多く見られておりますので、そういったものに犯されないように樹幹注入、薬剤を注入して枯れを防止する、またマツノモグリカイガラムシによる被害が少し見られるので対策を講じます。それ以外に、枯れ枝の枝下ろし、剪定やがんしゅ病、これはこぶ病といいますが、写真の右下のような症状です。少し暗くて見づらいのですが、こぶ状の、人間でいうがんみたいなものがあります。こういったものが伝染拡大しないように切除して殺菌消毒します。また、園路の整備を行っているのですが、その周辺については人が出入りすることによって樹木周辺の地面が固くなっ

て栄養が行き届かないということがないように、踏圧防止のためのロープ柵を設置したり、土壌改良を行っていきます。

2 番目についてはナラガシワです。写真にあるとおり色が黒くなっていますが、少し虫が入っております。薬剤を注入してこの虫による被害を広げないようにします。それから、こういう枯れ枝の切除や剪定整枝、先ほどお話ししたような踏圧防止のために樹木足下まわりでのロープ柵の設置、土壌改良といったものが考えられます。

おおむね以上のような内容ですが、緑化推進部会において検討していただいた結果、この 3 本については当該地の景観特性を示す重要な樹木であり、景観重要樹木に適しているので指定する方向で進めてよろしいのではないかというご意見を賜りました。少し長くなりましたが、以上で説明を終わります。

（水野会長）　ありがとうございます。ただ今の報告について何かご意見はありますか。緑化推進部会の方でも議論・審議したようです。先ほど説明がありましたように保存樹、景観樹、それから景観重要樹木といういろいろ種類があって分かりにくいのですが、景観法に基づくものということです。何かご意見がありましたら、どうぞ。

（黒川委員）　基本的に賛成なのですが、従来よりも考え方が広がっていますから、広く市内を見ますと、指定候補となる樹木がかなりありそうな気がします。これは年間ずっとオープンで、例えば市民から推薦を受け付けるようなことはされるのですか。それとも担当課の方で目ぼしいものに目を付けられて指定していくのでしょうか。

（事務局）　お答えします。景観重要樹木はこれまでの保存樹などに重ね合わせて指定することは確かに制度上可能なのですが、伐採などに関してもかなり強い制約があり、管理義務が発生します。また、景観重要樹木は先にご説明したように、金沢市の景観樹という制度等を参考にして作られたものなので、景観重要樹木でなくても景観樹として市の手厚い補助が既にあります。国の補助の 3 分の 1 よりも手厚い 9 割補助で、病害虫に対する手当てなどが可能となっております。

今回、実はこの 3 本は民間のものではなく、市の所有の樹木を指定するものです。市の方針としては今のところ、公共用地での景観上重要な樹木について優先的に指定していく

のが妥当かと思っております。民有地の樹木に重ね合わせて指定してもいいのですが、市の補助内容・支援制度が既に十分手厚いので、樹木所有者にとってはメリットがありません。今回の補助については樹木単体だけではなく、周辺の整備についてもセットで国の補助があてがわれるような仕組みになっておりますので、今回は公共用地を重点的に、景観重要樹木を指定しながら国の補助を活用して､効果的に整備していきたいという趣旨です。

（黒川委員）　よく分かりました、ありがとうございます。

（水野会長）　ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、以上 3 本の木について、事務局案のとおり景観重要樹木に指定として答申することでよろしいですか。では異議がないようですので、そのように答申します。

(2)報告事項　①太陽光パネルの設置における景観配慮について

（事務局）　景観政策課水口でございます。今から「太陽光パネル設置における景観配慮について」報告させていただきます。資料番号については 2 ですが、こちらもスライドの中で網羅されておりますので、スライドの方を見ていただければと思います。

平成 17 年に発効した京都議定書の中で、日本として 2008～2012 年までの 5 カ年に温室効果ガスの排出量を 1990 年比で 6%削減することに合意しております。それと、記憶に新しいのですが、昨年、当時の鳩山総理大臣が国連での演説の中で、中期目標として 2020 年までにマイナス 25%の削減を打ち出しております。

そういったことを受けまして、太陽光発電システムに対する国の補助制度も復活いたしました。キロワット当たり 7 万円。それから太陽光パネルを設置している公立の小中学校を対象に、2012 年度に 10 倍にしていこうという動きもあります。それと、太陽光発電の余剰電力の買取費用を全世帯の電気料金に転嫁ということで、これは来年度からと聞いております。

このような状況の中で、太陽光パネルの金沢市内の設置状況です。表の中で太陽光パネ

ル設置への補助件数の推移を示しておりますが、実は私どもの金沢市景観計画の中での景観形成基準には、太陽光パネルの設置の関係について記述があります。今、条例上では設置の届出が義務にはなっておりません。いわゆる設置の届出による件数の把握ではなく、補助件数での把握です。そうすると平成 20 年度から約 5 倍、それから平成 22 年度の実績はスライドの方に出ておりませんが、資料の方では8月までに130件ぐらいまで来ており、恐らく平成 22 年度は 200 件を超えるのではないかという予想も出ております。

それから区域別としては、いわゆる景観形成区域の占める割合は大体 1 割から 2 割弱で景観計画区域、いわゆるその他の区域で、全体の 8 割、9 割が設置されています。

それと、後に説明しますが、太陽光パネルについては屋根材として設置するもの（一体型）と、建物に後から設備として設置するもの（据置型）があります。その量を示していますが、全体の 8 割、9 割が後から付けるものになっています。一体型のものであれば建築当時に届出て、例えば景観の誘導を行いますが、現在のところ、建物が建った後の設備としての設置については届出の義務がありませんので、誘導できないことになります。

太陽光パネルの設置事例をご紹介します。

金沢駅の東広場バスターミナルで、ちょうどバスターミナルのシェルターの部分に太陽光パネルが設置されています。

それから 21 世紀美術館ですが、敷地端の工房の屋上に架台式の組み立てたパネルが付いています。

個人の住宅の設置事例を示すに当たっては個人情報保護という観点から一部マスキングしてあるので、この点についてはご了解いただきたいと思います。

これは屋根材一体型といわれているもので、ほとんど屋根材と見分けがつかないようにしてあります。

拡大したものです。

これは後付の据置型といわれているもので、これもかなり景観に配慮してある事例だと

思いますが、こういった形で瓦屋根に載っています。

拡大したものがこれです。

陸屋根の部分に傾斜を付けて架台を組み、その上にパネルを載せています。こういった形式のものが、建物の外観、形態意匠、または後でもお話しする色彩に非常に大きな影響を与えます。

架台を組んだものです。

拡大したものです。

建物だけでなく、地上付近の設置事例です。この形態以外にも地上に設置するやり方があるので、多様に設置されます。

農家のお宅なのですが、非常に立派な黒瓦の屋根の上に青いパネルがそのまま載っている事例です。

設置の型式としては、屋根一体型、後で置く据置型です。この中でも屋根の勾配と一体となるものと、屋根の上に架台を組んで配置するものがあります。据置型ですと地上に設置する形態のもの、最近では製品開発も非常に進んでおりますので、建物の壁面に設置するもの、または透過性があり窓に設置するもの、そういった型式のものが出ています。

据置型で、屋根の勾配のところに設置したものです。色とすれば青く、マーブル色になっているのが分かるかと思います。

太陽光パネルのメーカーの資料を一覧にして整理しました。いわゆる材料、または加工の仕方でいろいろと特性があります。今普及しているのは地球上に資源として非常に豊富なケイ素を原料としたシリコンです。そのシリコンの中でも単結晶の作り方と多結晶の作り方があり、黒く見えたり青くなって見えたりします。単結晶パネルは黒系のもの、多結

晶パネルは青系のものが製品化されております。それからCISなどアルファベットで書いてある部分は、いわゆる化合物系といわれるものです。亜鉛、ガリウム、ヒ素などの非常に貴重な資源を用いて、特に発電効率を必要とする人工衛星などで多く使われていると聞いています。ほかに材料としてはアモルファスがあります。

この中で先ほどお見せしましたシリコン系というか、多結晶体と単結晶体が今普及している状況にありますが、最近の建築雑誌などを見ますと、いわゆるロール型、つまり巻くことができるという材料も出ておりますし、色としては赤も出ていると聞いています。製品の開発速度が非常に速いので、将来を見越しての規制はなかなか難しいと感じています。

先ほど言いましたマーブル色の青いものです。

そうしたことから、金沢市としては昨年8月から景観に配慮した太陽光パネル設置検討委員会をつくって検討を行っております。

参加は、行政（石川県）、それから学識者の方にもおいでいただいております。事業者の方は、北陸電力のほか電気設備や住宅メーカーの方々においでいただきまして、検討を始めております。第1回については普及の状況、第2回では金沢工業大学にお邪魔しまして、実験施設の見学。第3回では先進事例などをご紹介しました。第4回、今年度に入りましては7月に、こちらの景観審議会へ提言するための基本方針案の検討ということで今、案をつくっているという状況です。この基本方針案についてはお手元の資料として別冊でお配りしていますが、後にこの中でどのようなことが整理されているかをご紹介します。

次に、設置検討委員会と景観審議会の関係ですが、平成21年度までにこういった検討を設置検討委員会で行い、それを基本方針としてフィードバックというか、景観審議会の方にご提言します。現在、計画部会と建物部会の中で問題提起をさせていただき、区域の設定や修景方策、設置の基準などといったものを検討する段階に来ております。このような手順を経まして、設置検討委員会では基本方針を固めて、最終的には景観審議会へフィードバック。景観審議会ではそういった基準づくりや誘導のあり方を検討し、審議いただくという運びで考えております。

実際の景観計画への反映は恐らく23年度以降という形になると思いますが、現在そのよ

うな中で検討を開始したことを報告させていただきます

ところで金沢らしい黒瓦の家並みですが、撮ってきた写真があるので紹介したいと思います。まずは金沢市中心部の上空から撮った航空写真です。赤で囲まれた部分が黒瓦の屋根で、市として大事にしていきたい部分です。

こちらは観音町、浅野川の対岸から撮った写真です。

常盤町緑地からの眺望で、こういった形での眺望。

卯辰山の見晴らし台からの眺望。

東山、高台の方から撮った写真。

個々の建物に対する形態という話になり、近景、遠景はありますが、眺望という中で非常に大きく影響が出てくる物件になろうということで、あえてここで眺望関係を紹介させていただきました。そういった問題意識の中では京都市の事例が参考になると思い、調べております。

京都市の考え方として、地区毎の景観規制の強弱に合わせて、そういった装置の設置の規制レベルにも強弱を設けています。例えば伝統的建造物群保存地区では原則禁止です。景観地区においては、後付型・据置型、こういったものは原則認めない。その他の区域については景観配慮を指導して認めていく。
金沢市においても、こういった強弱を考慮すべきだろうかというのが一つの論点です。

先ほど申しましたものを表で表現しますと、こうなります。例えば伝統的建造物群保存地区は、金沢市はひがし茶屋街、主計町に相当します。建造物修景地区は、金沢では伝統環境保存区域に相当します。こういった中で視認できるか、できないか、それと新築の一体型であるかどうかということもありますが、あとは据置型かどうであるか、または一体型か架台型かというような区分の中で、強弱を設けています。

京都市では土地に定着するものと、建築物に定着するものという区分けを行っております。また、高さと形態意匠（色彩含む）という区分けをしております。それから周辺の景観との関係性で、公共用空地から見えるか否か。周辺の歴史的建造物・町並み・背景を阻害しないかどうか。例えば大文字山や周辺の町並みと違和感が生じないか。

後に示しますが、実は金沢市では景観計画の中の景観形成基準の中に、太陽光パネルの設置に関する記述があります。この基準の中で、どのように考えていくかが一つの課題です。また、届出対象としていないものをどのような形で誘導していくかという問題があります。

そのような検討の中で、設置検討委員会での提言として案を示しております。一つ目は「設置に関する基準の必要性」で、事業者の方々も含めまして、本市の良好な景観を保全するためには早急に太陽光パネルの設置に関する具体的な基準を定めるべきであると。

それと「設置に関する基準のあり方」としては、景観におよぼす影響を考慮して以下の区分で考慮すべきであると。区分というのは景観形成区域とその他の区域、または重要広域幹線景観形成区域で、そういう景観計画の中で指定している区分でやったらどうか。それから屋根の形式など、勾配屋根、陸屋根、平地のものもありますし、そういった中での区分があるだろうと。設置の形式としては一体型と据置型で区分があるだろうと。

それから視認性について、見え方別に考察すべきであるともおっしゃっていただいています。それは道路などの公共空間からの見え方。それから景色のよい場所として知られているところからの視点場として考えたときに、近景、遠景といった部分もあると。

それと「先進事例での評価」で、京都市の採用している手法として以下のものが非常に合理的で実効性が高いと考えられるので、参考としたらどうかということです。設置場所ごとに基準を設けているけれども、具体的な誘導は個別事例ごとに行っていること、誘導とともに抱き合わせで設置の補助金を交付しておりまして、それを動機付けとして非常に成果を上げていると聞いています。それと、いわゆるその設置に当たっては、景観誘導という中で補助申請の、例えば金沢市なら本市への補助申請の手続の中に組み込む。京都市の場合はそれを組み込んで提出する形で誘導が可能となったと。こういった部分を評価しています。

それと、いろいろな面の「市の政策との整合」ですが、具体的な基準の策定や補助金をはじめとした事務手続きなどの検討に当たっては、市全体の政策、施策全般との整合を取る必要がある。これはいわゆる環境政策などの部署との連携や整合、または文化財の関係などをいっております。

5 番目として「今後必要とされる取り組み」としては、そういった制限をしていく区域を設ける場合は、対象区域の住民などに丁寧な説明を実施すべきであるということで、要はその制約を加えることに対しては､地元の方々の理解が前提ではないかということです。。それと規制誘導のほか、黒瓦が残っている地区を対象として、家並み景観を保全する方策を検討すべきである。いわゆる黒瓦といったものをどう大事にするか。例えば設置を「規制」するのであれば、そういった黒瓦屋根を保全するための補助制度も視野に入れておくべきであるということです。

また、美しい家並み景観を守るため、良好な家並みが残っている景観的な価値について啓発すべきだろうと。つまり家並み景観といったものに重きを置いているのだということを、経済原理だけでなく、そういったものを検討する必要があるべきであるということです。

それから、太陽光パネルは技術革新が非常に速いので、検討は今後も継続していかなければいけないと書いています。

6 番と 7 番については、景観審議会の趣旨から外れるかもしれませんが、全国市長会などいろいろな組織などを通じて、景観に配慮した製品開発、普及促進を求めていくべきではないか。それから全量買取制度の導入が実施されて、国の太陽光パネルの設置補助金は非常に不透明な状況にもなると考えられます。そういった中で、いろいろな手立てをするという意味では情報収集が欠かせないということです。

続いて、金沢市の取り組みの方向について説明させていただきます。

先ほど景観形成区域の中で誘導すると申し上げましたが、これは今の景観形成基準の中身です。景観形成地域と、あとは重要広域幹線景観形成区域の中に入っていると思います。「太陽光発電設備を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないように努める。また設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式で屋根の色彩と同様のものとし、景観上支障がないようにする」という、オールマイティな書き方になってお

ります。この部分でいわゆる強弱、または規制といったものをどう考えていくかということです。

視点としては、規制誘導の区域について、計画部会の中で論議します。修景方策としては、建物部会の中で高さ・形態意匠（色彩含む)、周辺との視認性の関係を議論して、基準づくりを目指したいと考えております。

現在、金沢市の考え方としてご提示申し上げているのは、規制・誘導区域の設定の考え方について、そういった規制・誘導を行う区域は、景観計画で設定している区域区分を基本として設定する。特に規制が必要となる場所、エリアがあるとすれば、そういったものは新たな区域と。つまり重層的に設定していくという考え方も視野に入れていく。例えばどういったエリア規制かというと、文化財保護の観点で設置が望ましくないもの、地区計画などで地域ルールが確立している、または眺望景観として保全が必要になった場合、そういったものが考えられると思います。

ちなみに景観計画の中でも区域指定があり、こういう区域の中で行われています。この中で色を塗っておりますが、景観形成区域というお城を中心とした区域と、あとは重要広域幹線の区分、これについては、既にオールマイティの記述がありますが、もう一つはその他の区域ではどうなのかということも一つの課題です。

建物部会でご相談するのは、形態意匠（配置・高さ）で、こういった形態も考えられるので、例えば建物の高さで縛るだけではなく、中層部分でのあり方も視野に入れていかなければいけないでしょうし、屋根全体の中でのはみ出しやセットバック部分もあるのかもしれません。こういったものを検討して、基準づくりまで持っていきたいと考えています。

それと形態意匠（色彩・パネル形状）ですが、実はシリコン系のものについては、どうしてもインゴットのスライスの関係で角処理が行われますので、その角が表面上出てくるのが白く点々とドットのようなに見えるものです。こういったものも大きいものは排除するのか、しないのか。また、薄型に限定するのか。段葺き風のものでよしとしていくのかということです。

周辺景観との関係ですが、例えば歴史的建造物・町並み・自然環境との調和・文化財の存在を阻害しないような配置といったものも、もしかしたら記述としてあるかもしれません。それから公共空間からの見え方として、道路、用水、公園等からの見え方の記述もあるかもしれません。それから視点場からの見え方。こういったものを先ほどの検討ポイントとして、今後、景観審議会・専門部会の方で諮っていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

（水野会長）　ありがとうございました。エコの視点から太陽光発電、景観の視点からの両者の整合性をいかに図っていくかということを幅広く検討しているようです。この検討委員会の座長をされている森委員から何か追加がありましたら。

（森委員）　今ほど十分説明をしていただけたかと思いますが、少し感じているところを言うと、昨年から１年ぐらいかけまして、現状がどのようになっているのかということを委員会の中でいろいろ調べたりしました。いずれにしろ省エネとか環境の問題で、太陽光の取り扱いについては、かなり急激に設置が進んでおり、早く対処する必要があるだろうと。特に金沢市の場合は地形が結構立体的で、見下ろして見る機会もかなりあるので、屋根面に対する景観的な配慮はかなり大きな意味を持ってくるだろうということで、そういうことを含めて早急な検討を始めたということです。

一方で、省エネという社会的な必要性が当然あるので、取り扱いについてはなかなか難しい面が多いのですが、もう１点難しいのは、技術的な革新がどんどん進んでいるので、現状からさらに良くなる点も当然あり、製品化されて出てくるだろうということを踏まえまして、どう取り扱うかが重要になってくると思います。今、計画部会の方で具体的なコントロールをしていく上での範囲をどのようにするかということと、私がかかわっている建物部会の方では、その取り扱いのガイドラインやルールづくりをやっていこうと、その動きが今始まったところという状況です。

（水野会長）　何かご質問、ご意見等、ありませんか。宮田さんに少しお伺いしたいのですが、県の景観形成推進室は何かこれについては討論しているのですか。

（宮田委員）　金沢市ではいろいろ細かい区域の分けなどができていますが、県の方の景観計画はまだ非常に大ざっぱといってはおかしいのですが、広域的な観点でしか決めていないのです。

実際、太陽光に関してもいろいろ話題になることはあるのですが、今のところまだ県のレベルで個々の家屋の太陽光に関する規制や誘導はまだできないかなと。市が先行しているのでそれを見ながら。県の方も景観行政団体になっている市町が増えているので、その辺の扱いについては、景観行政団体になった市なり町にお願いしていくような形かなということで、金沢市の議論を景観行政団体になっている市町の方に伝えていきたいと考えています。

（水野会長）　ありがとうございます。

（宮田委員）　ただ、県の方も輪島市の黒島地区が伝建地区になったので、輪島市が景観行政団体になっていますので、その辺は少し早急な対応が必要かなということは別途思っています。

（森委員）　あとは計画部会の範囲の決め方とも関連してくるのですが、例えば黒瓦が非常に明快な伝建地区と郊外の大部分のところとのメリハリというか、使い分けが結構重要な意味を持ってくるのかなと１点思っています。

もう１点は、建築物などは確認申請のときにいろいろな面でチェックする機会が持てるわけですが、こういう後付の場合ですと、なかなかその機会が持てないので、その辺をどうしていくかがもう一つの問題点になってくるかなと。今は少し補助を出すことによって、そのように手を挙げてくるところでチェックする機会を持つとか、幾つか検討中という感じです。

（水野会長）　計画部会の川上委員は何かありますか。

（川上委員）　今の説明と森委員の方から補足があったので付け加えることはないのですが、京都市が全国でも先行して取り組んで、かなり内容も充実しているように拝見してい

ます。それを参考にしながら、できるだけ早めに決めていけばいいと思うのですが、今あったように､既設の建築物等に設置するものをどうやって規制するのかが一つの課題です。それから、ほとんど業者の方が代行して手続きを行っているので、そういうところを念頭に置いて内容を決めていくこと。規制するだけだと、要するにできないというようなことをする場合には、別途どこかで、太陽光発電に関するような投資をする場合に何かするのかとか、何かそのようなことも議論する必要があるのかと思っています。まだ具体的には考えていませんので、今から始めようと思っています。

（水野会長）　そのほかご意見ご質問等はありませんか。

（黒川委員）　私もちょうど金沢美大を定年で辞めるときにアトリエを作りまして、太陽光を付けたのですが、そのときは建築当初からであっても屋根とパネルの間にすき間が要るのだといわれて、すき間を空けて。そこでお尋ねしたいのですが、この４ページの記述ですと、主な設置方法は「屋根一体型は鋼板等でできた屋根材の一部をあらかじめ取り外し」と書いてありますが、今はもうすき間なく付けてもいいようになってきているのですか。

それと景観的にいうと、先ほどもおっしゃいましたが、金沢市はすごく起伏があって眺望景観、上から見下ろす景観が結構重要なのですが、確かにでこぼこがなくて設置されていればそれでいいのか、それとも最新の動向としては、ガラスのぴかぴかとした感じではなくて、瓦に近いような質感のものが出てくるというような、そういう動向はあるのですか。最新の状況も伺いたいのですが。

（事務局）　では事務局の方から。まず屋根としての材料の件ですが、確認申請上、建物と一体化する素材はもう出てきていまして、基準法上の認定を取れたものという形で、すき間を空けない材料は既に一般化されています。

（黒川委員）　それはもう屋根材として？

（事務局）　そうです、屋根材としての認定になります。防火認定になりますね。

それから素材の表面のディテールですが、瓦に似たものも出てはいるのですが、発電効

率の面から、表面にまずガラスがあるのです。それが光り方を抑えるためにでこぼこをつけると、今度は汚れが付きやすくなって発電効率が落ちるので、生産していたメーカーも中止している状態もあります。それも今後、建物部会の中で検討していかなければならないと考えています。

（水野会長）　技術的、デザイン的には日進月歩の分野ですね。そのほかにありませんか。

それでは意見もないようですので、検討委員会から出された基本方針の案を進めていただくことにして、以後、この審議会の計画部会および建物部会で具体的な議論を深めていただくことにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(2)報告事項　②専門部会での審議等について

（水野会長）　続きまして報告事項の「専門部会での審議等について」、用水みちすじ部会、建物部会について一括して事務局の方から説明をお願いします。

用水みちすじ部会

（事務局）　引き続き用水みちすじ部会の審議内容を報告させていただきます。

お手元の資料番号でいうと3番の資料、A3の2枚の資料になります。

報告案件として「西金沢駅周辺整備事業」を報告させていただきます。

本件は7月7日に用水みちすじ部会で審議された案件で、対象地は西金沢1丁目。JR北陸線の金沢駅から南へ1駅行った西金沢駅の周辺です。景観の指定区域としては、その他の区域に分類されています。事業年度は平成21年度から26年度の予定です。

「公共交通の利便性を活かしたまちづくり」として、駅舎、自由通路を新しい西金沢の玄関口として整備する。それから駅前広場については、シンプルで機能的な駅前広場とします。整備内容については、駅舎、自由通路。橋上駅舎については1基、自由通路については90m。駅東広場については広場3,200㎡。駅西については広場と公園、アクセス道路ということになっております。これについて具体的に今から示します。

ちょうどJR北陸本線の上に既存の駅舎と自由通路、それと両側に駅の広場。それから西口には大豆田大通りまでの16m幅員のアクセス道路（都市計画道路）を整備します。なお、駅の東のアクセス道路については整備が完了しております。

上空から見下ろしますと、このような格好になっております。先ほどの図面と照らし合わせていただくと分かるのですが、西口のアクセス道路、西口広場、東口広場、手前が北陸鉄道石川線です。

現況の写真です。駅舎、ホーム渡り通路、東口の駅舎の正面から見た写真です。ちょうど線路を渡っている方がいますが、ここを渡ってアクセスする形になります。

東口と西口の遠景です。東口については広場の一部が整備済みですが、駅の前、新しくできる駅前の広場の整備と、西口については道路とともに広場全体を整備します。

一部整備済みの範囲ですが、ちょうど歩道の舗装についてはグレー系というか、こういった落ち着いた色で道路は整備されております。バスの乗車場、それから照明灯についても一部出来上がっております。

駅舎、自由通路のデザインは建物部会で審議がなされています。

駅舎、自由通路のデザインで、東側ですが、これも審議がなされています。

駅東広場のレイアウトについては、橋上駅舎と自由通路。こちらに広場がありまして、既にできている部分のアクセス道路を接続するような格好で整備をします。先ほどありました北陸鉄道の関係については横断するような形になります。

駅西の方ですが、都市計画道路と、横に駐輪場、それとこれは年が明けてですが、西金沢2丁目公園についても整備いたします。

アクセス道路については幅員 16m で、正式名称は松島西金沢線、全長 270m です。

平成 21 年度にこういった計画の概要について、みちすじ部会で答申をしていただいております。「シェルターについては、駐輪場からのアクセスを考慮するとともに、防雨や日除けなどの機能を満足する大きさについて検討してください」「駐輪場やシェルターについては、景観に配慮した形態意匠の採用について検討してください」「誘導ブロックの設置については、平板ブロックの模様と混同しないよう、配色パターンについて検討してください」「西金沢 2 丁目公園の境界部の修景については、隣接する駅西広場と一体利用ができるものを検討してください」という内容です。

今回審議いただきましたのは、歩道舗装の関係、シェルターの関係、照明の関係、最後に駐輪場の形態、こういった 4 点を審議していただきました。

歩道舗装計画については、駅東広場、駅西広場、両方を分けました。住宅に隣接する温かみのある配色、それから既に出来上がっている道路との連続性を考慮したグレーの配色、イメージ的にはこういった形態で整備したいとともに、誘導ブロックについては明確に分かるような黄色のものを採用していきます。

シェルターについては下から見上げて非常にすっきりしたデザインです。こういった形状のものを雨に濡れず、日除けにもなるように広場の周囲に整備していきます。なお、夜のライトアップについては LED 照明で上方を照らすような計画になっております。

シェルターの配置については、駅舎、自由通路を境にして、乗降するエリアの部分の連続を考慮しまして、赤や黄で示す部分についてシェルターが設置される予定になっています。

照明については既に整備が済んでいる駅東の部分については同じ形態のもの。駅西については、このような形状のものを提案して、了承を得ております。

駐輪場計画については、提案としてこの形を出させていただいたのですが、後に建物部

会でも審議いただいておりますので、その内容については建物部会の報告の中で触れさせていただきたいと思います。

周辺との連続性をという答申がありましたので、駅西広場の整備に当たっては動線の関係を考慮した計画を提示しております。

イメージとして鳥瞰図を示したものを今から2枚ほどご紹介します。駅の東側から望んだものです。ちょうど真ん中に北陸鉄道の線路が見えています。上の部分は西側のアクセス道路です。

これは西側から望んでおりますが、広場と公園、間に駐輪場があるという配置です。

以上で説明を終了したいと思いますが、みちすじ部会の方から幾つか配慮してほしいとおっしゃっていただいたことがあるのでご紹介します。

歩道の舗装面についてはブロックの大きさや道幅、「負荷性」に配慮してベビーカー等の振動が少ないように配慮してください。また、シェルターの下の誘導ブロックなどは降雨時でも濡れずに利用できるような配置に気を付けてください。それから駐輪場については、整然とした配置となるように考えてくださいということです。

なお、いわゆるアクセス道路が用地買収方式で既存区画を斜めに横切るような計画となっておりますが、本来ならばそういったものを吸収できるような事業手法、例えば、区画整理事業のような手法もあるのではないかというアドバイスもいただいております。以上で報告を終わります。

建物部会

（事務局）　続きまして建物部会から報告をいたします。景観政策課の新保と申します。よろしくお願いします。スクリーンを使って説明させていただきます。

平成22年度上期として建物部会で審議してきた内容を資料4に基づいてご説明いたします。

今年度4月からの建物部会の開催は、建築物等の通常の審議が4回と、太陽光パネルに

特化した審議が2回、うち1回は計画部会との合同開催でした。上期の開催合計は6回となります。審議報告した案件は延べで近代的都市景観創出区域内が1件、伝統環境調和区域内が0件、伝統環境保存区域内が9件、その他の区域が4件あり、上期の合計は延べ14件ありました。

傾向としては高度地区など高さに関する案件が全体の約3分の1を占め、そのうちの半数が携帯電話や無線の基地局でした。

本日は上期に審議してきた案件を区域別にスクリーンを使って、ダイジェストでご報告いたします。

初めに近代的都市景観創出区域における案件についてご報告いたします。

香林坊1丁目地内の共同住宅新築計画についてご説明いたします。

計画建物は中央公園に面する地上10階建て、高さ約32mの共同住宅です。中央公園のようなパブリックな空間に居住系の建物が直接面する初めてのケースとして、隣接する伝統環境保存区域や重要文化的景観区域への影響を考え、当部会に諮りました。

計画建物はこのようになっており、バルコニーを前面に付けた共同住宅の標準的な形態です。しかし、正面1階部分の外壁には珪藻土や御影石などを使用し、上階とは分節化し、ヒューマンスケールとしての見え方に配慮された計画です。

当部会としては、近代的都市景観創出区域内での計画ではありますが、中央公園の緑の空間に面しているので、正面外壁の各階層間のタイル、および吹き付け部分に関し、多少明度を抑え、落ち着いた色彩となるよう要望しました。また、歩行空間との調和に配慮し、歩道からのセットバック部分や、歩道から見える隣地側の空きスペースの路面仕上げに関し、歩道と同様なタイル仕上げとするよう要望しました。

その結果、外壁の明度を抑え、歩道と同様なタイル仕上げとし、さらに地被類を植え、またエアコンなどの室外機や洗濯物も見えにくくなるような配慮をしていただきました。

次に伝統環境保存区域における案件についてご報告いたします。

田上本町地内の資材倉庫改築計画についてご説明いたします。

計画建物は平屋建て、高さ約 11m の資材倉庫で、既存建物の老朽化における改築計画です。この区域は景観条例に基づく 8m の高さ規制がある区域で、この高さ規制を超える計画であるため当部会に諮りました。これまで 2 回の審議を重ね、了承されております。

これが敷地全体の緑化計画を含めた将来的な完成イメージです。建築予定はこの施設になります。この施設は学校給食の残さなどと木材チップを混合攪拌してできた堆肥の保管や、現状敷地内に雨ざらしにされたコンテナボックスを収納する倉庫として計画されたものです。

当部会としては、高度地区特例許可と同様な考え方に立ち、食品リサイクルの一部を担う公益性のある建物として、必要最小限の範囲で高さ基準を超えることを認め、代わりに周辺からの見え方を和らげるために、敷地全体の緑化計画について、建物の建設時と将来計画の段階的計画を示すよう要望しました。

その結果、最終的には住宅地側の緩衝緑地を設けることで、計画建物のボリュームが和らいで見えるように、また敷地内の堆積物も整理して、緑のカーテンによって見えにくくなるよう配慮することを条件に了承されました。

また、浅野川方向から見た場合も、台地の端に中高木植栽をすることで建物の見え方を和らげる計画としていただきました。

次に石引 4 丁目地内の金沢医療センター宿舎駐車場計画についてご説明いたします。

計画建物は地上 2 階、地下 1 階建て、高さ約 9m の自走式立体駐車場です。自走式立体駐車場が持つ形態意匠の特殊性から、兼六園周辺地区といった場所性も考慮して当部会に諮りました。敷地が比較的広く、既存建物に囲まれているので、北東側道路からの見え方を中心に審議しました。

これが、北東側道路南方向から見たシミュレーションです。道路への圧迫感を軽減するため建物をセットバックさせ、既存の樹木を生かし、長大な壁面の見え方を和らげる計画

としています。また、壁面が単調にならないように道路および住宅地に面する部分はルーバー形状としています。

これが、北東側道路北方向から見たシミュレーションです。壁面ルーバー形状の表情が見て分かると思います。

これは、さらに下がった位置から見たシミュレーションです。一見して自走式立体駐車場には見えないよう配慮されています。

当部会としては、屋上駐車車両の周辺からの見え方や周辺へのプライバシーへの配慮、また、夜間に車のライトが周辺に影響しないように、最上部の手すり壁の高さを計画よりも多少高くするよう要望しました。さらに、屋上床仕上げに関しても、見下ろしの際に周辺に溶け込むような、照り返しの少ないものの採用を検討するよう要望しました。

その結果、すべて要望どおり配慮していただけました。

最後にその他の区域における案件についてご報告いたします。

御所町地内の大学増築計画についてご説明します。

この場所は18mの高度地区が指定されている区域です。高度地区指定以前に建てられた高層学校建築が集積している場所でもあります。計画建物は地上5階建て、高さ約22mで、高度地区の特例許可を受け、また既存に高層建築があるため当部会に諮りました。

これが既存建物も含めた全体鳥瞰イメージです。計画建物は前面道路側に3階建て高さ約14mの低層棟を配置し、背面の金腐川寄りに5階建て高さ約22mの中高層棟を配置しております。

これは、前面道路側から見たイメージパースです。奥にある8階建て高さ約31mの既存校舎の手前に配置することで威圧感を軽減しています。また、既存高木植栽の連続性などに配慮した植栽計画となっています。

これは、金腐川側から見たイメージパースです。既存建物と一体になって、長大な壁面とならないように変化を持たせた上で、対岸の住宅地へのプライバシー配慮のため、バルコニーを大きく跳ね出し、再生木格子の手すりによって視線を遮る工夫をしています。

少し離れた建物の上から見ると、矢印の位置に計画建物が見えます。建物の高さを必要最小限に抑え、既存建物も含め全体として景観に配慮された計画として了承されました。

次に高柳町地内の共同住宅新築計画についてご説明します。

計画建物は地上14階建て、高さ約45mの共同住宅です。

地区計画区域の住宅地区Aに該当し、1,000㎡以上の敷地の場合、景観上支障がないものは高さ45mまでできるため、その景観面を審議するため当部会に諮りました。

これが、計画建物の外観パースです。建物の周囲および1階部分に駐車場が配置されているため、中高木植栽や外壁意匠に合わせたタイル仕上げの塀などで、駐車車両やシャッターの見え方を和らげています。

これは、東方向から見たシミュレーションです。外溝計画や外壁素材、色見本の提示を受け、景観上支障がないものとして了承されております。

続いて西金沢駅橋上駅舎・自由通路整備計画についてご説明いたします。

この案件については昨年度、駅舎、自由通路に関しては了承され、審議会にもご報告しておりますが、今回バスシェルターなどの付属建物に関して審議し了承されたので、その内容についてご説明いたします。

西金沢駅の拠点建物ということで、駅前広場のバスシェルターなど付属建物のデザインも景観上の影響が大きいため、先ほど報告がありました用水みちすじ部会と連携を図って審議してきました。

これは、バスシェルターの配置計画と標準断面です。屋根パネルの割り付けや、柱配置もデザインするようにレイアウトしていただきました。

このイメージ写真のように、屋根部分は下から見てもすっきりしておりますが、上の梁の部分も簡略化することですっきりとした見せ方として配慮しております。また、夜間照明は天井への反射光で足元をやわらかく照らす計画としています

駅西側の駐輪場に関しては用水みちすじ部会の意見も踏まえ、バスシェルターと同様のすっきりとしたデザインのパネルを採用することにしました。

駅舎およびバスシェルターの駅東の夜間パースです。このように夜間の見え方についても検討してきました。

これは、駅東の近景です。JR のロゴも背後の取付部材が見えにくくなるように配慮しています。

これは、駅西側の夜間パースです。

同じく駅西側の近景になります。このように細部にわたる内容を用水みちすじ部会での意見を反映させながら審議し、了承されました。

最後の案件になりますが、戸板第二土地区画整理地内の新戸板小学校建設計画についてご説明いたします。

地上 3 階建て、高さ約 15m で、市がプロポーザル方式で設計業者を決定した経緯があり、報告案件としております。

このように、区画整理によってこれから新しく町が形成されていく場所です。

これが、全体鳥瞰の模型写真です。敷地周囲に多くの樹木を配置しております。

これは、東南方向からの鳥瞰模型写真です。中央にあるシンボルツリーを通って玄関に入る計画です。

これが、全体のイメージパースで、新しいまちづくりの拠点としてイメージされています。今後、実施設計を進めた上で色彩などの報告をいただくことになっています。

これらのほかに金沢大学宝町キャンパスの駐車場を含む外構修景計画のほか、携帯電話無線基地局についても審議しております。

当部会としては、このようにさまざまな区域において、いろいろな角度から慎重な審議を重ねております。本日はその概要についてご報告させていただきました。以上で建物部会からの報告を終わります。

（水野会長）　両部会から丁寧なご報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ありませんか。どうぞ。

（吉田代理委員）　資料３の西金沢駅周辺整備計画で、自由通路等ということで動線を考えた計画になっていると思います。その中で一つご協力いただきたいと思うのが、駐輪場を駅西方向に作られております。そこにアクセスするアクセス道路ということで16mの都市計画道路を計画されているのですが、どうしても自転車と歩行者ということで、これは多分自歩道で幅員3mで計画されているかと思いますが、どうしても利用時間が集中すると思いますので、自転車と歩行者の分離も含めた対応をぜひご検討いただければという意見だけです。よろしくお願いします。

（水野会長）　事務局から何かありますか。

（事務局）　事務局から事業担当課に対し、ご意見をお伝えします。

（水野会長）　そのほかありませんか。特にないようでしたら議事次第の最後、「その他」で何かありますか。

(3)その他

（事務局）　事務局の景観政策課・仙石でございます。私の方から「魅力ある美しいまちづくり条例集」について報告させていただきます。これは、平成 18 年に作ったものがだいぶ古くなってまいりましたので、新しいものを作ったということで 27 の条例を載せております。使い道としては全国の建築認定審査機関に送付したり、それ以外にも遠方の方で金沢でご商売をする方などに、こういうローカルルールがあるので守ってくださいと積極的にこちらから打って出たい、規制したいと考えています。今後、宣伝させていただきたいと思っております。

以上です。

（水野会長）　ただ今の説明について、何かご質問等はありませんか。ないようでしたら、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

5. 閉会